

▶ 介護保険制度が改正されます

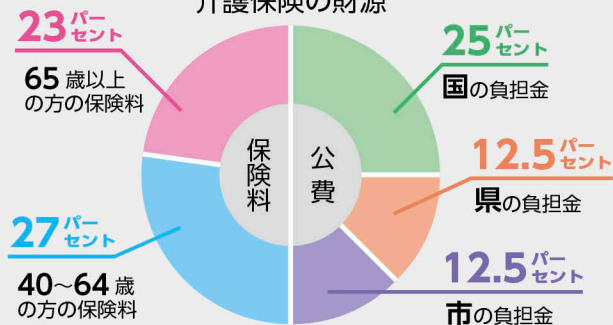


介護保険制度は、介護を必要とする方が適切なサービスを受けられるように社会全体で支え合うことを目的として、平成12年にスタートしました。この制度は安定した運営のため3年ごとに見直され、令和6年度はその見直しの年に当たります。

介護保険制度の現状

現在の日本では、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けています。本市でも、制度開始時は約8,000人だった要介護（要支援）認定者数が、令和5年度には2万人を超え、サービス給付費も倍以上に増加しています。サービス提供のための財源は、保険料と公費で半分ずつ負担しています。

介護保険の財源



令和6年度の主な変更点

▶ 介護サービス費用の改正

利用者および市町村が介護事業所へ支払う費用（介護報酬）が全体で1.59パーセント引き上げられます。

▶ 65歳以上の介護保険料設定の見直し

厚生労働省が所得に応じて9段階としていた65歳以上の人の介護保険料が、13段階に細分化されます。保険料の具体的な設定は各市町村が決めており、本市でも厚生労働省の決定を受けて、所得に応じた保険料設定を現行の10段階から14段階へと細分化します。



▶ 令和6年度の介護保険料の決定通知書は、6月中旬に発送予定です。

なお、以下の取り扱いおよび措置は、令和6年3月末に終了となりました。

- ▶ 要介護認定有効期間延長の臨時的な取り扱い
- ▶ 市町村民税課税者の保険料に係る所得（給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれる場合）について、10万円控除を行う特例措置

【問い合わせ先】 介護保険課 ☎ 823-9927